

鳥獣被害対策総合補償制度（施設賠償責任保険・総合生活保険（傷害補償）） よくある質問(Q&A)

【制度全体】

Q. 本制度の特徴(個人加入のハンター保険・共済にはないもの)を分かりやすく教えてほしい。

A. 主に以下 4 点です。

賠償：わな、網、柵等の設置・使用に起因する事故も補償対象です。

賠償：自治体、協議会、狩猟団体等が法律上の損賠賠償責任を負った場合も補償対象となります。

傷害：手術保険金のお支払いが可能です。

傷害：自動車に搭乗中の事故、自動車との衝突・接触等に起因する事故も補償対象となります。

Q. 上記の特徴に関連する実際の事故事例はあるか？

A. 2023 年 1 月 23 日に静岡県で、鳥獣被害対策実施隊員がわなの使用中に車にひかれ死亡した事故がありました。
本事故は、個人加入のハンター保険や共済保険の傷害補償では補償対象外ですが、本制度では補償対象です。

Q. 本制度では個人の趣味としての狩猟は補償されないのか？

A. 鳥獣被害対策総合補償制度では個人の趣味としての狩猟は補償対象外です。よって個人の趣味としての狩猟を補償対象とするには、従来通り、狩猟者個人にてハンター保険や共済等への加入が必要です。

Q. 捕獲の事業期間に限定した加入は可能か？(事業開始直前に中途加入し、事業終了直後に中途脱退)

A. そのような形式での加入は不可です。本制度は年間を通じて加入頂くことを前提に設計している制度です。

Q. 個人加入はできるのか？

A. 個人加入は不可です。加入対象者は、自治体、協議会、狩猟者団体です。

Q. 捕獲サポート隊活動中の事故も補償対象となるのか？

A. 補償対象となります。

Q. 都道府県による広域捕獲(農林水産省事業、環境省事業)活動中の事故も補償対象となるのか？

A. 補償対象となります。

Q. 本制度の保険料を支援できる交付金は何か？

A. 「鳥獣被害防止総合対策交付金」、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」です。

【賠償責任保険】

Q. 一般的なわな保険(施設賠償責任保険)との違いを分かりやすく教えてほしい。

A. 主に以下 2 点です。

・わなのみならず、銃、猟犬の使用、また網、柵等の設置・使用に起因する事故も補償対象です。

・いわゆる同士討ち(捕獲者同士での事故)も補償対象となります。

Q. 狩猟者団体が法律上の損害賠償責任を負うことはあるのか？

A. あり得ます。使用者責任(民法 715 条)に関して判例では、直接の雇用関係がない場合でも、使用者が被用者を「実質的に指揮監督する関係」にあれば使用関係にあると判断されています。

Q. 自治体が法律上の損害賠償責任を負うことはあるのか？

A. あり得ます。例えば鳥獣被害対策実施隊を組織している自治体の場合、鳥獣被害対策実施隊員は非常勤公務員であるため、実施隊員が第三者に損害を与えた場合、自治体が法律上の損害賠償責任を負う可能性は十分にあります(国家賠償法第 1 条)。

【傷害保険】

Q. 「1 日あたりの最大活動人数」とはどのような考え方か？

A. 年間を通じて 1 日あたりの最多の活動人数をさします(平均人数ではありません)。

Q. 捕獲者の入れ替わり(増減)に伴い、契約内容の変更は必要か？

A. 1 日あたりの最大活動人数に変更がなければお手続きは不要です。

このページは施設賠償責任保険・総合生活保険（傷害補償）の内容についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、施設賠償責任保険・総合生活保険（傷害補償）の内容について、ご不明の点がありましたら代理店までお問い合わせください。

【取扱代理店】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 公務広域法人部
〒104-0033 東京都中央区新川 1-8-6 秩父ビルディング 6F
TEL:03-4332-4010

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

【引受保険会社】

(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社 (引受割合 99%)

(担当課) 公務第一部 公務第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4

hunter.tmnf@tmnf.jp

(非幹事) 三井住友海上火災保険株式会社 (引受割合 1%)

2025 年 2 月作成 24TC-007230